

令和5年第1回

中津川市議会（定例会）議案

令和5年2月22日

令和5年第1回中津川市議会（定例会）議案目次

議第14号	中津川市ひと・まちテラスの設置等に関する条例の制定について・・・4
議第15号	中津川市個人情報保護審査会条例の一部改正について・・・・・・・・・・9
議第16号	中津川市避難行動要支援者に係る名簿情報及び個別避難計画情報の提供等に関する条例の制定について・・・・・・・・・・12
議第17号	督促手数料廃止に伴う関係条例の整備について・・・・・・・・・・16
議第18号	中津川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について・・・・・・・・・・22
議第19号	中津川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について・・・・・・・・・・25
議第20号	中津川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について・・・・・・・・・・27
議第21号	中津川市保育の必要性の認定に関する条例の一部改正について・・・30
議第22号	中津川市国民健康保険条例の一部改正について・・・・・・・・・・32
議第23号	中津川市特定用途制限地域における建築物の用途の制限に関する条例の制定について・・・・・・・・・・34
議第24号	中津川市公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて・・・39
議第25号	中津川市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて・・・40
議第26号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて・・・・41
議第27号	財産の取得について・・・・・・・・・・42
議第28号	工事請負契約の変更について・・・・・・・・・・44

議第29号	調停の申立てについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・	45
議第30号	下浦辺地に係る総合整備計画について・・・・・・・・	47
議第31号	北部辺地に係る総合整備計画の変更について.....	48

議第14号

中津川市ひと・まちテラスの設置等に関する条例の制定について
中津川市ひと・まちテラスの設置等に関する条例を次のように制定するものとする。

令和5年2月22日提出

中津川市長 青山節児

提案説明

中津川市ひと・まちテラスを設置するため、この条例を定めようとする。

中津川市ひと・まちテラスの設置等に関する条例

(設置)

第1条 未来を担うひとづくりと活気あふれるまちづくりを推進するため、中津川市ひと・まちテラス（以下「ひと・まちテラス」という。）を設置する。

(位置)

第2条 ひと・まちテラスの位置は、中津川市新町2番34号とする。

(施設)

第3条 ひと・まちテラスは、次に掲げる施設をもって構成する。

(1) 市民交流活動スペース

ア 活動室

イ 調理室

ウ 1階テラス

エ ロビー、ラウンジ等

(2) 中津川市立図書館

(3) 子育て支援センター

(職員)

第4条 ひと・まちテラスに所長その他必要な職員を置くことができる。

(使用の許可等)

第5条 第3条第1号ア、イ若しくはウの施設又はエの施設のうち規則で定める区域を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の許可にひと・まちテラスの管理上必要な条件を付すことができる。

(使用の制限)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、ひと・まちテラスを使用させることができない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。

(2) ひと・まちテラスの施設又は設備等を損傷するおそれがあると認められるとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、ひと・まちテラスの管理上支障があると認められるとき。

(使用許可の取消し等)

第7条 市長は、第5条第1項に規定する許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次のいずれかに該当するときは、ひと・まちテラスの使用の許可を取り消し、又は使用の中止を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたことが判明したとき。
- (3) 許可の内容又は条件に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、ひと・まちテラスの管理上支障があると認められるとき。

2 使用許可の取消し又は使用の中止により使用者に生じた損害については、市長はその責を負わない。

(目的外使用等の禁止)

第8条 使用者は、許可を受けた目的以外にひと・まちテラスを使用し、又は使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(損害賠償の義務)

第9条 故意又は過失によりひと・まちテラスの施設又は設備等を損傷し、又は滅失した者は、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(使用料)

第10条 使用者は、別表に定める使用料をあらかじめ納付しなければならない。

2 市長は、規則で定める特別な理由があるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

3 既納の使用料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 使用者の責に帰さない理由により使用することができないとき。
- (2) 使用開始の前日までに使用の取消しを申し出たとき。
- (3) 市長がその他相当の理由があると認めたとき。

(原状回復の義務)

第11条 使用者は、ひと・まちテラスの使用を終了し、又は使用の許可を取り消され、若しくは使用の中止を命ぜられたときは、直ちに自己の負担により原状に復さなければ

ならない。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は別に規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、規則で定める日から施行する。

(準備行為)

第2条 この条例の規定に基づく使用許可の申請その他ひと・まちテラスを使用するために必要な手続は、この条例の施行前においても行うことができる。

(中津川市立図書館設置条例の一部改正)

第3条 中津川市立図書館設置条例(昭和33年中津川市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中「中津川市本町2丁目3番25号」を「中津川市新町2番34号」に改める。

別表(第10条関係)

区分	金額(1時間当たり)
活動室101a	300円
活動室101b	200円
活動室101c	200円
活動室102	200円
活動室103	500円
活動室104	500円
活動室105	200円
活動室201a	200円
活動室201b	200円
活動室301	200円
調理室	300円
1階テラス及びロビー、ラウンジ等のうち規則で定める区域(1㎡当たり)	5円

備考

- 1 本市の住民以外の者が使用する場合は、使用料の額の5割を増額した使用料を納付しなければならない。
- 2 本市の住民が使用する場で、入場料その他これに類するものを徴収するとき、その他営利を目的として使用するときは、使用料の額の2倍に相当する金額の使用料を納付しなければならない。
- 3 本市の住民以外の者が使用する場で、入場料その他これに類するものを徴収するとき、その他営利を目的として使用するときは、第1項の規定にかかわらず、使用料の額の3倍に相当する金額の使用料を納付しなければならない。
- 4 施設の利用時間が1時間未満のもの又は1時間未満の端数は、それぞれ1時間として計算する。
- 5 使用料の計算において、10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。

議第15号

中津川市個人情報保護審査会条例の一部改正について
中津川市個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和5年2月22日提出

中津川市長 青山節児

提案説明

議長の諮問に応ずることができるようにするため、この条例を定めようとする。

中津川市個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例

中津川市個人情報保護審査会条例（令和4年中津川市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 諮問庁 次に掲げるものをいう。

ア 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第105条第3項において準用する同条第1項の規定により審査会に諮問をした市の機関（議会を除く。以下同じ。）

イ 中津川市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年中津川市条例第35号。以下「議会個人情報保護条例」という。）第45条第1項の規定により審査会に諮問をした議長

(2) 保有個人情報 次に掲げるものをいう。

ア 個人情報保護法第78条第1項第4号、第94条第1項又は第102条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等（次条第1号において「開示決定等」という。）に係る保有個人情報（個人情報保護法第60条第1項に規定する保有個人情報のうち同項に規定する地方公共団体等行政文書に係るものをいう。）

イ 議会個人情報保護条例第25条第1項、第35条第1項又は第42条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等（次条第3号において「開示決定等」という。）に係る保有個人情報（議会個人情報保護条例第2条第4項に規定する保有個人情報をいう。）

第4条に次の2号を加える。

(3) 議会個人情報保護条例第45条第1項の規定による諮問に応じ、開示決定等又は議会個人情報保護条例第18条第2項、第31条第2項若しくは第38条第2項に規定する開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求に関する事項

(4) 議会個人情報保護条例第50条の規定による諮問に応じ、個人情報の適正な取扱いの確保に関する事項

第15条第1項中「機関に対して」の次に「、同条第4号に掲げる所掌事項を遂行するため必要があると認めるときは議会に対して」を加え、同条第2項中「機関以外の者に対

しても」の次に「、同条第4号に掲げる所掌事項を遂行するため特に必要があると認めるときは議会以外の者に対しても」を加える。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議第16号

中津川市避難行動要支援者に係る名簿情報及び個別避難計画情報の提供等に関する
条例の制定について

中津川市避難行動要支援者に係る名簿情報及び個別避難計画情報の提供等に関する条例
を次のように制定するものとする。

令和5年2月22日提出

中津川市長 青山節児

提案説明

災害対策基本法の規定に基づく避難行動要支援者に係る名簿情報及び個別避難計画情報の提供に関し、本人又は避難行動要支援者等の同意に関する特例、名簿情報及び個別避難計画情報の提供を受けた者の義務等を定めるため、この条例を定めようとする。

中津川市避難行動要支援者に係る名簿情報及び個別避難計画情報の提供等に関する 条例

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第49条の11第2項又は第3項の規定に基づく避難行動要支援者名簿（法第49条の10第1項の規定により作成された避難行動要支援者名簿をいう。）に記載し又は記録された情報（以下「名簿情報」という。）及び法第49条の15第2項又は第3項の規定に基づく個別避難計画情報（同条第1項に規定する個別避難計画情報をいう。以下同じ。）の提供に関し、本人又は避難行動要支援者等の同意に関する特例、名簿情報及び個別避難計画情報の提供を受けた者の義務その他必要な事項を定めるものとする。

(避難支援等関係者の範囲)

第2条 市における法第49条の11第2項及び第49条の15第2項の避難支援等関係者は、次のとおりとする。

- (1) 中津川市消防本部及び消防署
- (2) 岐阜県警察
- (3) 中津川市の区域に置かれた民生委員法（昭和23年法律第198号）に定める民生委員
- (4) 中津川市の区域に設立された法第5条第2項に規定する自主防災組織
- (5) 前各号に掲げるもののほか、避難支援等（法第49条の10第1項に規定する避難支援等をいう。以下同じ。）の実施に携わる関係者として市長が定める者

(名簿情報及び個別避難計画情報の提供における同意に関する特例)

第3条 市長は、法第49条の11第2項の規定により前条に規定する避難支援等関係者（以下「避難支援等関係者」という。）に名簿情報を提供する場合には、名簿情報を提供することについて本人（当該名簿情報によって識別される特定の個人をいう。）の同意を得ることを要しないものとする。

2 市長は、法第49条の15第2項の規定により避難支援等関係者に個別避難計画情報を提供する場合には、個別避難計画情報を提供することについて避難行動要支援者等（同項に規定する個別避難計画情報に係る避難行動要支援者及び避難支援等実施者をいう。第7条第2項において同じ。）の同意を得ることを要しないものとする。

(名簿情報の提供を受けた者の漏えい防止のための措置等)

第4条 法第49条の1第2項又は第3項の規定による名簿情報の提供を受けた避難支援等関係者その他の者（以下「名簿情報の提供を受けた者」という。）は、提供を受けた名簿情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じなければならない。

2 名簿情報の提供を受けた者は、提供を受けた名簿情報に漏えいが生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかにその旨を市長に報告しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5条 名簿情報の提供を受けた者は、避難支援等以外の目的のために提供を受けた名簿情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

(秘密保持義務)

第6条 名簿情報の提供を受けた者（その者が法人である場合にあつては、その役員）若しくはその職員その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、提供を受けた名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(個別避難計画情報の提供を受けた者等の義務)

第7条 第4条及び第5条の規定は、法第49条の1第2項又は第3項の規定による個別避難計画情報の提供を受けた避難支援等関係者その他の者（以下「個別避難計画情報の提供を受けた者」という。）について準用する。

2 個別避難計画情報の提供を受けた者（その者が法人である場合にあつては、その役員）若しくはその職員その他の当該個別避難計画情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、提供を受けた個別避難計画情報に係る避難行動要支援者等に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(報告及び検査)

第8条 市長は、必要があると認めるときは、名簿情報及び個別避難計画情報の管理に関し、名簿情報の提供を受けた者及び個別避難計画情報の提供を受けた者から必要な報告を求め、又はその状況を検査することができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議第17号

督促手数料廃止に伴う関係条例の整備について
督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定するものとする。

令和5年2月22日提出

中津川市長 青山節児

提案説明

督促手数料を廃止するため、この条例を定めようとする。

督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する条例

(中津川市税条例の一部改正)

第1条 中津川市税条例(昭和26年中津川市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「督促手数料、」を削る。

第21条を次のように改める。

第21条 削除

(中津川市道路占用料条例の一部改正)

第2条 中津川市道路占用料条例(昭和28年中津川市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第5条の見出しを「(強制徴収)」に改め、同条中「督促手数料」を「督促、」に改める。

(中津川市税以外の諸納付金の督促手数料、延滞金徴収並びに滞納処分執行条例の一部改正)

第3条 中津川市税以外の諸納付金の督促手数料、延滞金徴収並びに滞納処分執行条例(昭和31年中津川市条例第10号)の一部を次のように改正する。

題名中「督促手数料」を「督促」に改める。

第3条(見出しを含む。)中「督促手数料及び」を削る。

第4条を削り、第5条を第4条とする。

第6条中「督促手数料及び」を削り、同条を第5条とする。

(中津川市国民健康保険条例の一部改正)

第4条 中津川市国民健康保険条例(昭和34年中津川市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第25条を次のように改める。

第25条 削除

(中津川都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正)

第5条 中津川都市計画下水道事業受益者負担に関する条例(昭和62年中津川市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第10条第2項を削る。

(中津川市下水道条例の一部改正)

第6条 中津川市下水道条例（昭和63年中津川市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第23条第2項を削る。

（中津川市農業集落排水処理施設条例の一部改正）

第7条 中津川市農業集落排水処理施設条例（平成5年中津川市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第20条第2項を削る。

（中津川市特定環境保全公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正）

第8条 中津川市特定環境保全公共下水道事業受益者負担に関する条例（平成11年中津川市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項を削る。

（中津川市介護保険条例の一部改正）

第9条 中津川市介護保険条例（平成12年中津川市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第8条を次のように改める。

第8条 削除

（中津川市準用河川占用料等に関する条例の一部改正）

第10条 中津川市準用河川占用料等に関する条例（平成12年中津川市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第6条の見出しを「(督促)」に改め、同条中「した場合には、督促状1通について、100円の督促手数料を徴収するものと」を削る。

（中津川市分担金等徴収条例の一部改正）

第11条 中津川市分担金等徴収条例（平成12年中津川市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第5条中「中津川市税以外の諸納付金の督促手数料、延滞金徴収並びに滞納処分執行条例」を「中津川市税以外の諸納付金の督促、延滞金徴収並びに滞納処分執行条例」に改める。

（中津川市個別排水事業受益者分担金徴収に関する条例の一部改正）

第12条 中津川市個別排水事業受益者分担金徴収に関する条例（平成17年中津川市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項を削る。

第8条第1項中「第1項」を削る。

(中津川市特定環境保全公共下水道事業受益者分担金徴収に関する条例の一部改正)

第13条 中津川市特定環境保全公共下水道事業受益者分担金徴収に関する条例(平成17年中津川市条例第57号)の一部を次のように改正する。

第9条第2項を削る。

第10条第1項中「第1項」を削る。

(中津川市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第14条 中津川市後期高齢者医療に関する条例(平成20年中津川市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

第5条 削除

(中津川市公共下水道事業区域外流入受益者負担金及び分担金徴収条例の一部改正)

第15条 中津川市公共下水道事業区域外流入受益者負担金及び分担金徴収条例(平成21年中津川市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第10条第2項を削る。

(中津川都市計画下水道事業坂本処理区受益者負担に関する条例の一部改正)

第16条 中津川都市計画下水道事業坂本処理区受益者負担に関する条例(平成22年中津川市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第10条第2項を削る。

(中津川市奨学資金貸与条例の一部改正)

第17条 中津川市奨学資金貸与条例(平成26年中津川市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第16条中「中津川市税以外の諸納付金の督促手数料、延滞金徴収並びに滞納処分執行条例」を「中津川市税以外の諸納付金の督促、延滞金徴収並びに滞納処分執行条例」に改める。

(中津川市看護職員就職準備資金貸付条例の一部改正)

第18条 中津川市看護職員就職準備資金貸付条例(平成26年中津川市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第13条中「中津川市税以外の諸納付金の督促手数料、延滞金徴収並びに滞納処分執

行条例」を「中津川市税以外の諸納付金の督促、延滞金徴収並びに滞納処分執行条例」に改める。

(中津川市保育士等修学支援金貸付条例の一部改正)

第19条 中津川市保育士等修学支援金貸付条例(平成29年中津川市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第11条中「中津川市税以外の諸納付金の督促手数料、延滞金徴収並びに滞納処分執行条例」を「中津川市税以外の諸納付金の督促、延滞金徴収並びに滞納処分執行条例」に改める。

(中津川市医療職員修学資金貸付条例の一部改正)

第20条 中津川市医療職員修学資金貸付条例(平成29年中津川市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第11条中「中津川市税以外の諸納付金の督促手数料、延滞金徴収並びに滞納処分執行条例」を「中津川市税以外の諸納付金の督促、延滞金徴収並びに滞納処分執行条例」に改める。

(中津川都市計画事業リニア岐阜県駅周辺土地区画整理事業施行条例の一部改正)

第21条 中津川都市計画事業リニア岐阜県駅周辺土地区画整理事業施行条例(平成29年中津川市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第29条の見出し中「督促手数料」を「督促」に改め、同条第1項中「及び督促状1通につき郵便法(昭和22年法律第165号)第67条第2項第3号に規定する定形郵便物の料金の額に相当する額の督促手数料」を削る。

(中津川市介護福祉士修学資金貸付条例の一部改正)

第22条 中津川市介護福祉士修学資金貸付条例(令和2年中津川市条例第38号)の一部を次のように改正する。

第10条中「中津川市税以外の諸納付金の督促手数料、延滞金徴収並びに滞納処分執行条例」を「中津川市税以外の諸納付金の督促、延滞金徴収並びに滞納処分執行条例」に改める。

(中津川市産業動物獣医師養成修学資金貸付条例の一部改正)

第23条 中津川市産業動物獣医師養成修学資金貸付条例(令和3年中津川市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「中津川市税以外の諸納付金の督促手数料、延滞金徴収並びに滞納

処分執行条例」を「中津川市税以外の諸納付金の督促、延滞金徴収並びに滞納処分執行条例」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例の施行日前に納期限の到来した歳入に関し発した督促状に係る督促手数料については、その督促状を発した日にかかわらず、なお従前の例による。

議第18号

中津川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

中津川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和5年2月22日提出

中津川市長 青山節児

提案説明

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

中津川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

中津川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年中津川市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第7条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第7条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第7条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業所を除く。）は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わな

ければならない。

第10条中「設置するときは」の次に「、その行う保育に支障がない場合に限り」を加え、同条ただし書を削る。

第13条を次のように改める。

第13条 削除

第14条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし第13条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第7条の3第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

議第19号

中津川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例の一部改正について

中津川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和5年2月22日提出

中津川市長 青山節児

提 案 説 明

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運
営に関する基準等の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

中津川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

中津川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
(平成26年中津川市条例第30号)の一部を次のように改正する。

本則中「第19条第1項」を「第19条」に改める。

第15条第1項第3号中「第25条」を「第25条第1項」に改める。

第26条を次のように改める。

第26条 削除

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第26条の改正規定は、公布の
日から施行する。

議第20号

中津川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
改正について

中津川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改
正する条例を次のように制定するものとする。

令和5年2月22日提出

中津川市長 青山節児

提 案 説 明

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、この条例を定
めようとする。

中津川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

中津川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年中津川市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第6条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第6条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

第10条第3項第5号中「卒業した者」の次に「（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加える。

第12条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第12条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症

や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第13条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（安全計画の策定等に係る経過措置）

第2条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、第6条の2の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

議第21号

中津川市保育の必要性の認定に関する条例の一部改正について
中津川市保育の必要性の認定に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する
ものとする。

令和5年2月22日提出

中津川市長 青山節児

提 案 説 明

子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

中津川市保育の必要性の認定に関する条例の一部を改正する条例

中津川市保育の必要性の認定に関する条例（平成26年中津川市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議第22号

中津川市国民健康保険条例の一部改正について
中津川市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和5年2月22日提出

中津川市長 青山節児

提 案 説 明

国民健康保険法施行令等の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

中津川市国民健康保険条例の一部を改正する条例

中津川市国民健康保険条例（昭和34年中津川市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「40万8千円」を「48万8千円」に改める。

第17条の6の12中「20万円」を「22万円」に改める。

第21条第1項第2号中「28万5千円」を「29万円」に改め、同項第3号中「52万円」を「53万5千円」に改め、同条第3項中「20万円」を「22万円」に改める。

第25条の3第2項中「雇用保険受給資格者証」の次に「又は同令第19条第3項に規定する雇用保険受給資格通知」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前の出産に係る中津川市国民健康保険条例第6条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正後の中津川市国民健康保険条例の規定は、令和5年度以後の年度分の保険料について適用し、令和4年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議第23号

中津川市特定用途制限地域における建築物の用途の制限に関する条例の制定について
中津川市特定用途制限地域における建築物の用途の制限に関する条例を次のように制定
するものとする。

令和5年2月22日提出

中津川市長 青山節児

提案説明

都市計画法に基づく特定用途制限地域の指定に伴い、当該地域内における建築物の用途
を制限するため、この条例を定めようとする。

中津川市特定用途制限地域における建築物の用途の制限に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第49条の2及び畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和3年農林水産省・国土交通省令第6号。以下「特例省令」という。）第52条第1項の規定に基づき、特定用途制限地域内における建築物の用途を制限することにより、合理的な土地利用を図るとともに、良好な環境の形成又は保持に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）において使用する用語の例による。ただし、「建築物」については、第13条を除き、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和3年法律第34号。以下「特例法」という。）第2条第1項に規定する畜舎等で法第2条第1号に該当するものを含むものとする。

(適用地域)

第3条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項（同法第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、特定用途制限地域として市長が告示をした地域に適用する。

(建築物の用途の制限)

第4条 前条に規定する地域内においては、別表第1の左欄に掲げる区域に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる建築物を建築してはならない。

(基準時)

第5条 この条例において「基準時」とは、法第3条第2項の規定により、前条の規定の適用を受けない建築物について、法第3条第2項の規定により引き続き前条の規定（同条の規定が改正された場合においては改正前の規定を含む。）の適用を受けない期間の始期をいう。

(既存の建築物に対する制限の緩和)

第6条 法第3条第2項の規定により、第4条の規定の適用を受けない建築物について、次の範囲内において増築又は改築をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第4条の規定は適用しない。

- (1) 増築又は改築が基準時における敷地内におけるものであり、かつ、増築又は改築後における延べ面積及び建築面積が基準時における敷地面積に対して、それぞれ法第52条第1項、第2項及び第7項並びに法第53条の規定に適合すること。
- (2) 増築後の床面積の合計は、基準時における床面積の合計の1.2倍を超えないこと。
- (3) 増築後の第4条の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計は、基準時におけるその部分の床面積の合計の1.2倍を超えないこと。

2 前条の規定及び前項の規定は、特例法第8条第1項の規定により第4条の規定の適用を受けない建築物について準用する。この場合において、前条及び前項中「法第3条第2項」とあるのは「特例法第8条第1項」と、前項中「法第3条第3項第3号及び第4号」とあるのは「特例法第8条第2項第2号及び第3号」と、同項第1号中「延べ面積及び建築面積」とあるのは「建築面積」と、「法第52条第1項、第2項及び第7項並びに法第53条」とあるのは「特例省令第45条」と読み替えるものとする。

(用途の変更に対する準用)

第7条 建築物(次項の建築物を除く。)の用途を変更する場合においては、第4条の規定を準用する。

2 法第3条第2項の規定により第4条の規定の適用を受けない建築物の用途を変更する場合においては、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、同条の規定を準用する。

- (1) 政令第137条の19第3項の規定により条例で定めることのできる類似の用途の範囲が、別表第2に掲げる用途について、それぞれ同表に掲げる用途の相互間における場合
- (2) 用途変更後における第4条の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計が、基準時におけるその部分の床面積の合計の1.2倍を超えない場合
- (3) 第4条の規定に適合しない事由が原動機の実出力、機械の台数又は容器等の容量による場合においては、用途変更後のそれらの出力、台数又は容量の合計が、基準時におけるそれらの出力、台数又は容量の合計の1.2倍を超えない場合

(建築物の敷地が制限地域の内外にわたる場合の措置)

第8条 建築物の敷地が特定用途制限地域の内外にわたる場合においては、特定用途制限地域が当該敷地の全部の過半となるときは、当該敷地内の全ての建築物について、この条例の規定を適用する。

2 建築物の敷地が別表第1の左欄に掲げる2以上の区域にわたる場合における第4条の

規定の適用については、当該敷地内の全ての建築物について、当該敷地が最も大きく属する区域に係る規定を適用する。

(公益上必要な建築物の特例)

第9条 政令第130条の2第3項の規定により、市長がこの条例の規定の適用に関し地域の良い環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した建築物については、この条例に定める制限の適用を除外することができる。

2 市長は、前項の規定による許可（以下「特例許可」という。）をする場合においては、あらかじめ、特例許可に利害関係を有する者の出頭を求めて公開により意見を聴取するとともに、中津川市都市計画審議会の同意を得なければならない。ただし、特例許可を受けた建築物の増築、改築又は移転の許可が、次の要件に該当するときは、この限りでない。

(1) 増築、改築又は移転が、特例許可を受けた際における敷地内のものであるとき。

(2) 増築又は改築後の第4条の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計が、特例許可を受けた際におけるその部分の床面積の合計を超えないとき。

3 市長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、特例許可を行おうとする建築物の建築の計画並びに意見の聴取の期日及び場所を、意見の聴取の期日の3日前までに公告しなければならない。

(特例許可の条件)

第10条 市長は、特例許可をする場合においては、第1条の目的を達成するために必要な限度において条件を付することができる。

(特例許可に関する消防長の同意)

第11条 市長は、特例許可をする場合においては、消防長の同意を得なければならない。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第13条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

(1) 第4条の規定に違反した場合における当該建築物の建築主

(2) 第7条において準用する第4条の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は

人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同項の罰金刑を科する。

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

別表第1（第4条関係）

特定用途制限地域	建築してはならない建築物
居住環境保全区域	(1) 法別表第2（ほ）項第4号に掲げる建築物 (2) 法別表第2（へ）項第3号及び第5号に掲げる建築物 (3) 法別表第2（と）項第2号及び第3号に掲げる建築物 (4) 法別表第2（り）項第2号に掲げる建築物 (5) 法別表第2（ぬ）項第3号に掲げる建築物 (6) 法別表第2（る）項第1号に掲げる建築物
主要道路沿道区域	(1) 法別表第2（り）項第2号に掲げる建築物 (2) 法別表第2（る）項第1号に掲げる建築物
幹線道路沿道区域	(1) 法別表第2（る）項第1号に掲げる建築物

別表第2（第7条関係）

特定用途制限地域	政令第137条の19第3項の規定により条例で定めることのできる類似の用途
居住環境保全区域	(1) 法別表第2（ほ）項第4号に掲げる建築物 (2) 法別表第2（へ）項第3号に掲げる建築物 (3) 法別表第2（へ）項第5号に掲げる建築物 (4) 法別表第2（と）項第2号に掲げる建築物 (5) 法別表第2（と）項第3号に掲げる建築物 (6) 法別表第2（り）項第2号に掲げる建築物 (7) 法別表第2（ぬ）項第3号に掲げる建築物 (8) 法別表第2（る）項第1号に掲げる建築物
主要道路沿道区域	(1) 法別表第2（り）項第2号に掲げる建築物 (2) 法別表第2（る）項第1号に掲げる建築物
幹線道路沿道区域	(1) 法別表第2（る）項第1号に掲げる建築物

議第24号

中津川市公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定により、次の者を
中津川市公平委員会委員に選任したいので、議会の同意を求める。

令和5年2月22日提出

中津川市長 青山節児

住 所	氏 名
中津川市新町	横井 晃

議第25号

中津川市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項
の規定により、次の者を中津川市教育委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

令和5年2月22日提出

中津川市長 青山節児

住 所	氏 名
中津川市駒場	山本 亮

議第25号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、議会の意見を求める。

令和5年2月22日提出

中津川市長 青山節児

住 所	氏 名
中津川市阿木	三宅 秀雄

議第27号

財産の取得について

中津川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年中津川市条例第3号）第3条の規定により、次のとおり財産を取得したいので、議会の議決を求める。

令和5年2月22日提出

中津川市長 青山節児

1 物件の表示

所在地	地目	面積（平方メートル）
中津川市茄子川字二ツ岩405番2	山林	452.24
中津川市茄子川字二ツ岩405番7	山林	1,684.88
中津川市茄子川字二ツ岩405番13	保安林	330.57
中津川市茄子川字二ツ岩405番14	保安林	330.58
中津川市茄子川字二ツ岩406番24	山林	314.72
中津川市茄子川字二ツ岩421番1の内	山林	32,869.08
	ため池	1,791.28
中津川市茄子川字二ツ岩421番2の内	原野	6,482.07
	ため池	829.33
中津川市茄子川字二ツ岩442番	山林	360.60

中津川市茄子川字西通448番5	山林	1,434.82
中津川市茄子川字西通448番39	原野	768.97
中津川市茄子川字西通448番40	原野	1,588.95
中津川市茄子川字西通448番42	原野	591.93
中津川市茄子川字西通448番43	原野	619.71
中津川市茄子川字西通448番46	原野	1,020.24
中津川市茄子川字西通448番61	山林	2,927.84
中津川市茄子川字西通448番62	山林	
中津川市茄子川字西通448番67	保安林	2,280.15
中津川市茄子川字西通448番68	保安林	
中津川市茄子川字西通448番69	保安林	
中津川市茄子川字西通448番70	保安林	
中津川市茄子川字西通448番71	保安林	
合計面積		56,677.96

2 取得金額 99,986,475円

3 取得の相手方 個人(11名)

議第28号

工事請負契約の変更について
工事請負契約を次のように変更するものとする。

令和5年2月22日提出

中津川市長 青山節児

(仮称) 市民交流プラザ建設工事(建築主体工事) 請負契約(令和3年議第88号議決)
中「1,761,611,775円」を「1,790,191,775円」に変更する。

議第29号

調停の申立てについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、次のとおり調停の申立てをしたいので、議会の議決を求める。

令和5年2月22日提出

中津川市長 青山節児

1 相手方

(1) 中津川市駒場470番地の2

宮島建設株式会社

代表取締役 木下 雅則

(2) 岐阜市橋本町2丁目8番地

株式会社テイコク

代表取締役 中嶋 徹

2 申立ての趣旨

株式会社テイコク及び宮島建設株式会社は、中津川市に対して、連帯して相当額を支払えとの調停を求める。

3 申立ての理由

中津川市は、道青工補第9号 中津531号線（青木斧戸線）道路改良工事（R257工区）のために、株式会社テイコク（以下「テイコク」という。）に調査及び設計を委託し、宮島建設株式会社（以下「宮島建設」という。）に施工を委託した。

令和3年12月15日、中津川市駒場字青木地内において、宮島建設が掘削作業を行っている際、埋設されていた水道管を損傷させた。翌日16日から関係する箇所の断水を行い、修繕に着手したが、完全止水には至らず、応急修繕に留まった。その後、本復旧のための施工方法を検討した結果、水道管布設替の工事を行うこととなり、当該工事は令和4年5月10日に完了した。

水道管損傷による漏水に係る水道代並びに修繕費用及び水道管布設替工事には合計1814万9000円の費用が発生している。

上記水道管の損傷は、テイコクが設計図面の作成に当たって地下埋設物等の調査を十分に行わず水道管の記載のない設計図面を作成したこと、宮島建設が通常有すべき注意を払わずに埋設物の確認を怠ったまま掘削作業を行ったことなどに起因して発生したものである。ただし、テイコクからは、中津川市にも地下埋設物の事前調査等を怠った過失がある旨の主張がなされているため、中津川市の法的過失の有無やテイコク、宮島建設等の賠償額の負担割合に争いがある状況である。

したがって、中津川市は、テイコク及び宮島建設に対し、債務不履行ないし共同不法行為に基づく損害賠償請求として、それぞれの負担割合に応じた相当額の金員の支払いを請求するものである。

4 不調となった場合

調停が不調となったときは、訴訟を提起する。

議第30号

下浦辺地に係る総合整備計画について

下浦辺地に係る総合整備計画を別添のとおり策定したいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年2月22日提出

中津川市長 青山節児

議第31号

北部辺地に係る総合整備計画の変更について

北部辺地に係る総合整備計画を別添のとおり変更したいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第8項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年2月22日提出

中津川市長 青山節児

下浦辺地に係る総合整備計画
(令和5年度～令和9年度)

岐 阜 県 中 津 川 市

総合整備計画書

(第 次変更)

岐阜県中津川市下浦辺地
(辺地の人口 208 人 面積 12.64 km²)

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

中津川市付知町字 白谷、伊勢戸薙、分田、宮島、梶ヶ外、ワサビ谷、宇峠、大洞、島畑、下浦、猪ヶ馬場、出ヶ谷、小谷、宮ノ上、紙漉垣戸、南ヶ沢、若宮尾、楨立、水ヶ谷、御堂垣戸、平作垣戸

(2) 地域の中心の位置

中津川市付知町字御堂垣戸 666 番地 4

(3) 辺地度点数 115 点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

下浦辺地は、中津川市付知地区の北端に位置し、標高 550m~650m の急峻な山腹地で耕地が狭小な地域です。住家は付知川の合流点を中心にほぼ三集落に散在し、主に兼業農家です。また、公共的施設がなく日用品をはじめ経済活動すべて地区中心部に依存しています。

当地域では、学校施設、公共施設、医療施設などにも遠いため、日常生活には自動車が欠かせません。小学生、中学生の通学手段を確保するために、スクールバスの更新を行うとともに、幹線道路の改良を行います。

3 公共的施設の整備計画

令和 5 年度から令和 9 年度まで 5 年間

(単位 千円)

施設名	事業主体名	区分	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業 債の予定額
				特定財源	一般財源	
通学施設	中津川市	()	9,137	3,750	5,387	5,300
交通通信施設	中津川市	()	300,000	145,000	155,000	155,000
合計		()	309,137	148,750	160,387	160,300

(注) ()は全体事業費

当初計画策定 令和 5 年 月 日

第 1 次変更計画策定 令和 年 月 日

第 2 次変更計画策定 令和 年 月 日

北部辺地に係る総合整備計画
(令和3年度～令和7年度)

岐 阜 県 中 津 川 市

総合整備計画書

(第2次変更)

岐阜県中津川市北部辺地
(辺地の人口 714 人 面積 19.1 km²)

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

中津川市加子母字 杉ヶ平、アハラ、中筋、起シ、上下島、下モ木戸、池ノ上、牧、大沼、花ノ木、池ノ森、森ノ外、山木戸、堂垣戸、田尻、神ノ木、洞、西、西下モ屋、下モ屋、小郷東、小郷西、上小郷西、下小郷西、小和知野、起垣戸、神田向、辻、小松屋、小立、辻屋、寄木、中畑、室屋、島、溝畑、石飛、籠藪、森、横井、岩屋、谷向、稲場、鎌井野、野尻、浅島、生湯、山下、小和知東、小和知西

(2) 地域の中心の位置

中津川市加子母字小立 1450 番地 1

(3) 辺地度点数 101 点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

北部辺地は、中津川市加子母地区の最北端に位置し、国道 257 号沿いに 2 つの集落からなり、北から南へ複雑に傾斜した地形に家屋が点在しています。また、地域の最北端に位置するため、学校施設、公共施設、医療施設などにも遠く、不便な状況となっています。

この地域は、飛騨牛や夏秋トマト、東濃梨などを産出しており、農林業が盛んです。地域の農業用水路や防災減災を担っている防災ダムの施設に経年劣化が見られ、機能低下が生じています。また、林道の路面状況が悪く木材の搬出に支障をきたしています。

このため、持続可能な営農に向けた農業用水路の改修や、地域の防災減災対策として防災ダムの設備を更新し機能強化するとともに、木材の搬出に必要な林道を改良します。

3 公共的施設の整備計画

令和 3 年度から令和 7 年度まで 5 年間

(単位 千円)

施設名	事業主体名	区分	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業 債の予定額
				特定財源	一般財源	
農業用水路	岐阜県	()	45,100	18,800	26,300	26,200
防災ダム	岐阜県	()	72,000		72,000	62,300
林道	中津川市	()	25,000	12,500	12,500	12,500
合計		()	142,100	31,300	110,800	101,000

(注) () は全体事業費

当初計画策定 令和 3 年 3 月 26 日

第 1 次変更計画策定 令和 4 年 3 月 29 日

第 2 次変更計画策定 令和 5 年 月 日